23　法第四十一条の十九の三第十三項に規定する耐久性向上改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること、耐久性向上改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当するものであることその他の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第十四項第一号及び第三号に掲げる要件

二　耐久性向上改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当すること。

24　法第四十一条の十九の三第十六項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　第十七項第一号及び第三号に掲げる要件

二　子育て対応改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第十六項中「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　子育て対応改修工事等をした家屋が小規模居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第十六項中「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　子育て対応改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「同条第十四項」を「同条第二十二項」に、「及び第十六項」を「、第十七項及び第二十四項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「その他」を「、当該耐久性向上改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであることその他」に改め、「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　耐久性向上改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「同条第十三項」を「同条第二十一項」に、「及び第十三項」を「、第十四項及び第二十三項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「その他」を「、当該住宅耐震改修をした家屋が居住用家屋に該当するものであることその他」に改め、「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第一号中「この項」の下に「及び第二十二項第二号」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　住宅耐震改修をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　多世帯同居改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「同条第十二項」を「同条第二十項」に、「及び第九項」を「、第十項及び第二十一項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　一般断熱改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当すること。

第二十六条の二十八の五第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「同条第十一項に」を「同条第十九項に」に、「及び第六項」を「、第七項及び第二十項第二号」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十九項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「を満たすもの」及び「を満たす工事」を削り、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　高齢者等居住改修工事等をした家屋が居住用家屋（法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）に該当すること。

第二十六条の二十八の五第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「同条第十項」を「同条第十八項」に、「及び第三項」を「、第四項及び第十九項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人の所有する居住の用に供する家屋で政令で定めるものは、同項に規定する特定個人が所有するその居住の用に供する家屋とし、その者がその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

第二十六条の三十第一項第一号中「この項、次項及び第四項第一号ロ」を「この条」に、「この項に」を「この項及び第十二項に」に改め、同項第三号イ中「第六項第一号ヘ」を「次項第一号ヘ」に改め、同号に次のように加える。

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、当該業務執行であつて、当該業務執行を行う者又は当該業務執行を行う者と特殊の関係のある者その他の当該業務執行を行う者の利害関係人と当該投資組合事業に係る投資組合（法第四十一条の二十一第四項第二号に規定する投資組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）の有限責任組合員（同項第三号に規定する有限責任組合員をいう。第十二項において同じ。）との利益が相反する取引を行うこと。

第二十六条の三十第六項から第八項までを削り、同条第五項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項第三号中「第二項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項第一号中「第十項に」を「第十一項に」に改め、同号イ中「第九項」を「第十項」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同号ロ中「第二項各号」を「第五項各号」に、「又はロ」を「からハまで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「第四項第一号及び第五項第三号」を「第七項第一号及び第八項第三号」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項第二号中「第九項及び第十項第二号」を「第十項及び第十一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　前項第三号ハに規定する業務執行を行う者と特殊の関係のある者とは、次に掲げる者をいう。

一　次に掲げる個人

イ　当該業務執行を行う者（個人に限る。ロからニまでにおいて同じ。）の親族

ロ　当該業務執行を行う者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該業務執行を行う者の使用人

ニ　イからハまでに掲げる者以外の者で当該業務執行を行う者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

ホ　ロからニまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

ヘ　当該業務執行を行う者（法人に限る。）の役員及び当該役員に係る法人税法施行令第七十二条各号に掲げる者

二　当該業務執行を行う者と他の者との間にいずれか一方の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が他方の者（法人に限る。）を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

三　当該業務執行を行う者と他の者（法人に限る。）との間に同一の者（当該者が個人である場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）が当該業務執行を行う者及び当該他の者を直接又は間接に支配する関係がある場合における当該他の者

3　前項第二号又は第三号に規定する直接又は間接に支配する関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一　当該一方の者が法人を支配している場合における当該法人

二　前号若しくは次号に掲げる法人又は当該一方の者及び前号若しくは次号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三　前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同号に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

4　法人税法施行令第四条第三項及び第六項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

第二十六条の三十第十八項及び第十九項を削り、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項第一号中「同条第四項第二号に規定する」及び「（次号及び次条において「投資組合」という。）」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十二項第一号